

平成 20 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 日本オラクル株式会社  
代 表 者 名 社長執行役員 遠藤 隆雄  
最高経営責任者  
(コード番号 4716 東証第一部)  
問 合 せ 先 専務執行役員 野坂 茂  
最高財務責任者  
(TEL. 03-5213-6666)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 7 月 25 日開催の取締役会において、定款の一部変更につき承認を求める議案を、下記のとおり平成 20 年 8 月 22 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1) 自社ビル入居により業務の効率化を図るため、第 3 条（本店の所在地）に定める本店を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成 20 年 9 月 1 日に効力を発生することとし、その旨の附則第 1 条を設けるものであります。

(2) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を更に強化し、より高いレベルのコーポレート・ガバナンスの確立を目指すため、委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、各委員会および執行役に関する規定の新設および変更、監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。また、執行役がその職務を行うにあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって法令に規定する限度内でその責任を免除できる旨の定款第 38 条を新設するものであります。なお、第 38 条の新設を議案として提出することは、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、条数の変更等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、日本オラクル株式会社と称し、英文名はORACLE CORPORATION JAPAN と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. コンピュータ・ソフトウェアの研究、開発、使用許諾、実施許諾、輸出入、販売および賃貸 2. コンピュータ・ソフトウェアを記録する媒体物の制作および販売 3. コンピュータ・ハードウェアの製造、輸出入、販売および賃貸 4. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する技術援助 5. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する教育、技術指導および研修の実施ならびに自習教材の販売および提供 6. 経営コンサルティング業務ならびに情報システムに関するコンサルティングおよびシステム監査(情報システムの点検、評価、助言、勧告等)業務 7. 書籍、雑誌等の印刷物の出版および販売 8. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業 9. 投資業務 10. 労働者派遣事業 11. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、5億1,158万4,909株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 ② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p>	<p>第1章 総 則 (商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> <u>3. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(株券の発行) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式の権利制限) 第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 3. 前条に規定する請求を行う権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第13条 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 ② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期) 第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。 ② <u>会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の権利制限) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (削除) ② 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第13条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表執行役を兼務する取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 ② <u>代表執行役を兼務する取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってなされるものとする。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。 ② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、<u>16名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 ② 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会の決議により、<u>代表取締役</u>を選定する。 ② <u>取締役会の決議により、会長および社長各1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役</u>に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役会は、<u>取締役および監査役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、<u>会長</u>がこれを招集し、その議長となる。 ② <u>会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第17条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議長) 第23条 取締役会の決議により、<u>取締役会議長1名</u>を選定する。 (削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u>に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役会は、<u>取締役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長</u>がこれを招集し、その議長となる。 ② <u>取締役会議長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令の定めに従い作成する。 ② 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬) 第29条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第31条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第32条 当社の監査役は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第35条 監査役会は、<u>各監査役がこれを招集する。</u> ② <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ③ <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬) 第29条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>報酬委員会</u>が定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会の議事録は、法令の定めに従い作成する。 ② 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役の報酬) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 委員会</p> <p>(各委員会の委員の選定) 第31条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(委員会規則) 第32条 各委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか、各委員会が定める委員会規則による。</p> <p>第5章の2 執行役</p> <p>(執行役の員数) 第33条 当社の執行役は、6名以内とする。</p> <p>(執行役の選任) 第34条 執行役は、取締役会の決議により、これを選任する。</p> <p>(執行役の任期) 第35条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結のときまでとする。</p> <p>(代表執行役および役付執行役) 第36条 取締役会の決議により、代表執行役1名を選定する。 ② 取締役会の決議により、執行役の中から、最高経営責任者、最高財務責任者、最高執行責任者については各1名を、副社長執行役については若干名を選定することができる。</p> <p>(執行役の報酬) 第37条 執行役の報酬等は、報酬委員会が定める。 ② 執行役が、当社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等についても、前項と同様とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの配当金には利息を付けない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>執行役の責任免除</u>)</p> <p><u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの配当金には利息を付けない。</p> <p>(<u>附則</u>)</p> <p><u>第1条 第3条(本店の所在地)は、平成20年9月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は期日経過後これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成20年8月22日(金)
定款変更の効力発生日	平成20年8月22日(金)

以 上